

## 改定常用漢字表（平成 22 年文化審議会答申）における「碍(がい)」の扱いとその後の経緯について

### 1 常用漢字表の性格

「常用漢字表」(平成 22 年内閣告示第 2 号)は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の「漢字使用の目安」を示すもの。昭和 56 年に「当用漢字表」(昭和 21 年)に代わって制定され、平成 22 年に改定。当用漢字表の制限的な性格を改め、緩やかな目安として定着。

### 2 平成 22 年改定の経緯

平成 17 年 3 月 30 日、文部科学大臣から「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」の諮問。

情報機器の急速な普及により、文字使用環境が大きく変化し、常用漢字表における漢字と現在の社会生活における漢字使用の実態にずれが生じたことが背景。

意見募集で多数の「碍(がい)」追加希望。(第 1 回(平成 21 年 3~4 月)20 件,第 2 回(11~12 月)86 件)

平成 22 年 6 月 7 日、文化審議会から文部科学大臣へ「改定常用漢字表」を答申。その後、内閣官房、内閣法制局、文化庁を中心とした関係機関の協議を経て「常用漢字表」を閣議決定し、同年 11 月 30 日付けで内閣告示として実施。

### 3 文化審議会答申「改定常用漢字表」 基本的な考え方

2 度の意見募集に際し、関係者から追加要望のあった「碍(障碍)」は、上述の字種選定基準(注:出現頻度、造語力の有無など)に照らして、現時点では追加しないが、政府の「障がい者制度改革推進本部」において、「障害」の表記の在り方に関する検討が行われているところであり、その検討結果によっては、改めて検討することとする。

### 4 「障がい者制度改革推進本部」における検討

平成 21 年 12 月 8 日、閣議決定により、内閣に「障がい者制度改革推進本部」(内閣総理大臣が本部長、全閣僚が本部長)を設置。法令等における「障害」の表記の在り方が検討課題の一つとされる。

平成 21 年 12 月 15 日、障がい者制度改革推進本部の下に「障がい者制度改革推進会議」を設置。

平成 22 年 12 月 17 日、障がい者制度改革推進会議が「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を決定。

「障害者制度改革の推進のための第二次意見」(抜粋)

#### 【表記問題に対する結論と課題】

「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考え方に基つき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。

法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。

#### 【今後の取組】

今後、更に推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。

なお、表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を使いやすくすべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである。

### 5 「障害者政策委員会」における検討

平成 24 年 7 月、障害者基本法を根拠として、障害者基本計画の策定又は変更にあたって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うための機関として、「障害者政策委員会」を内閣府に設置。なお、障害者政策委員会の設置に伴い、障がい者制度改革推進会議は廃止。

平成 24 年 12 月 17 日、障害者政策委員会が「新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見」を決定。

「新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見」 推進体制等(抜粋)

法制上の「障害」の表記の在り方については、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する。

## 6 衆議院文部科学委員会決議

平成 30 年 5 月 30 日、衆議院文部科学委員会において、スポーツ基本法の一部を改正する法律案（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」とする、「公益財団法人日本体育協会」を実態に合わせて「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「財団法人日本障害者スポーツ協会」を実態に合わせて「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」とする、等。）を起草するに当たって、委員会決議。

これは、議員立法で提出されたオリンピック・パラリンピック関連 4 法案のうちの一つ。

スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件（抜粋）

- ・ スポーツを通じた共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の推進が期待されている。
- ・ このような中、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いられていることが問題との指摘もある。
- ・ 戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあったものの、戦後、当時の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「障碍」の語を「障害」に改めてきた。
- ・ 平成 21 年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである。
- ・ 「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを発揮するに当たっても、早急な検討が必要である。
- ・ 「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとしている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「害」を不快に思う人への配慮と社会意識変革の誘因となることへの期待が挙げられている。
- ・ 政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

## 7 参議院文教科学委員会附帯決議

平成 30 年 6 月 12 日、参議院文教科学委員会において、衆議院から付託された「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」について議決するに当たって、附帯決議。なお、本法律は、6 月 20 日に公布。

スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

- ・ 政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の意向を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。